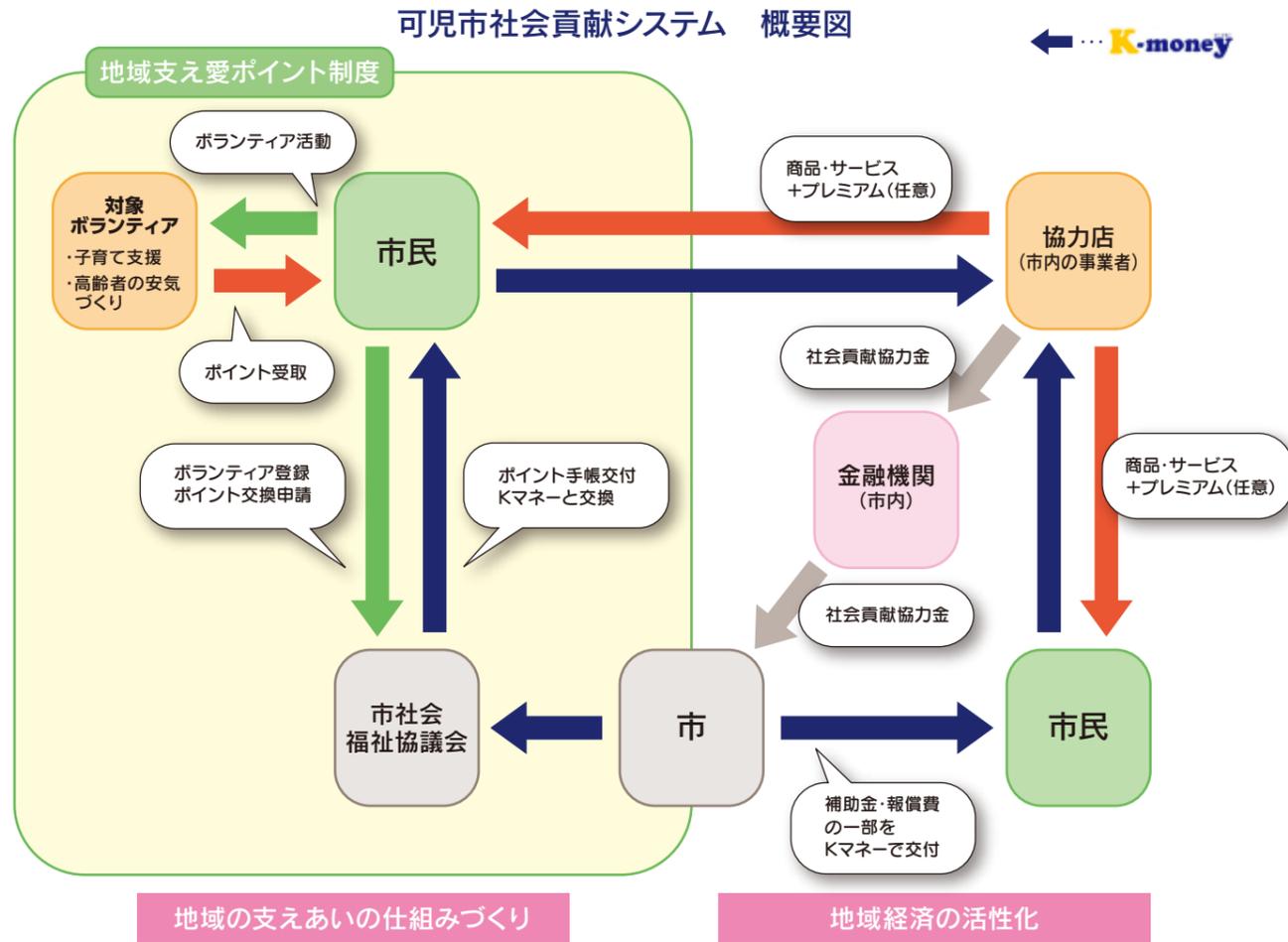


4月から開始します 市民・事業者・行政一体型プロジェクト

# 可見市社会貢献システム



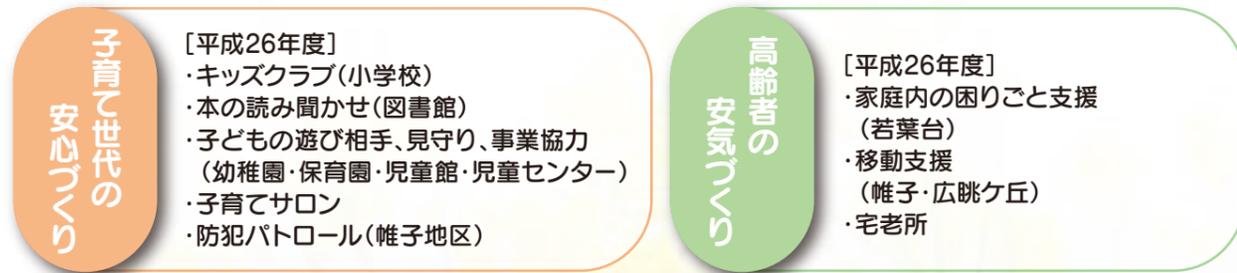
本市においても、少子高齢化が急速に進んでいます。今後は働き手の世代が減ることで市の税収が減少し、高齢者の増加などにより社会保障費などの支出が増大するため、これまでのような行政サービスを維持していくことが難しくなっていきます。そこで市は、地域を支える新たな仕組み「社会貢献システム」を構築し、モデル事業として4月から開始します。



地域の支えあいの仕組みづくり

地域経済の活性化

## 対象となるボランティア活動



- 子育て世代の安心づくり**
- [平成26年度]
  - ・キッズクラブ(小学校)
  - ・本の読み聞かせ(図書館)
  - ・子どもの遊び相手、見守り、事業協力(幼稚園・保育園・児童館・児童センター)
  - ・子育てサロン
  - ・防犯パトロール(帷子地区)

- 高齢者の安心づくり**
- [平成26年度]
  - ・家庭内の困りごと支援(若葉台)
  - ・移動支援(帷子・広眺ヶ丘)
  - ・宅老所

## 順次拡大

- ・キッズクラブ
- ・本の読み聞かせ
- ・子どもの遊び相手、見守り、事業協力
- ・防犯パトロール活動
- ・子育てサロン、教室
- ・外国人の子どもへの語学指導
- ・託児
- ・いじめ防止活動
- ・登下校の児童・生徒見守り活動
- ・障がい者支援活動
- ・「くれよん」での活動 など
- ・宅老所、サロン、いきいき教室
- ・移動支援
- ・見守り活動、緊急しのぎ支援活動
- ・配食サービス
- ・家庭内の困りごと支援
- ・302運動での支援活動
- ・健友会の社会貢献活動
- ・障がい者支援活動 など

### 社会貢献システムを構築

市は、安心して子育てをすることができ、高齢者も安気に暮らせるまちづくりを推進しています。その取り組みの一つとして、市民、市内の事業者、そして市がそれぞれの役割を担い、一体となって、持続可能な新たな仕組みである「社会貢献システム」を構築し、モデル事業として4月から開始します。

### 社会貢献システムの流れ

社会貢献システムとは、市民がボランティアに参加することでポイントを得られる「地域支え愛ポイント制度」と、ポイントと交換できる地域通貨「K-money(Kマナー)」の発行により、少子高齢化対策の促進と地域経済の活性化を同時に図る仕組みです。

「地域支え愛ポイント制度」では、ボランティアを行った人がポイントを得、市が発行する地域通貨「Kマナー」と交換することができます。「Kマナー」は、市内の協力店での買い物などに使うことができます。協力店には、商品やサービスとの引き換えを行うにあたって利用者にそれぞれプレミアムサービスをしていただくようお願いしています。

### 地域支え愛ポイント制度とは

子育て世代が安心して子育てができるようなボランティア活動や高齢者が安気に暮らせるようなボランティア活動を行った人に、市が「地域支え愛ポイント」を交付する仕組みです。市が指定する対象ボランティア活動を行うと、その活動実績に応じて「地域支え愛ポイント」を受け取り、「地域支え愛ポイント手帳」に1年間貯めていただきます。貯めたポイントは、翌年度にポイント数に応じた「Kマナー」と交換することができます。

対象となるボランティアは、「子育て世代が安心して暮らせるための活動」と「高齢者が地域で健康、安気に暮らせることにつながる活動」とします。平成26年度については8つの活動を指定し、平成27年度以降、順次拡大していきます。

また、協力店には「Kマナー」を市内の金融機関で換金する際に、額面の1%相当額を「社会貢献協力金」として負担していただきます。さらに、市は支出する助成金や報償費の一部を「Kマナー」で交付します。「Kマナー」が市内で循環することにより、地域経済が活性化されます。



## 地域支え愛ポイント制度に参加するには

### ①ボランティア登録

- ・対象ボランティアを行おうとする人は、ボランティア登録をします。
- ・登録申請書に必要事項を記入し、市社会福祉協議会へ提出します。
- ・登録すると「地域支え愛ポイント手帳」が交付されます。ポイント手帳は年度ごとに発行されます。

### ②活動の実施・ポイントの受け取り

- ・対象ボランティアを行います。活動実績を申告し、実績に応じてポイントシールを受け取り、ポイント手帳に貼付します。

活動1時間で1ポイント交付 1日2ポイント、1年間で100ポイントを上限

### ③ポイントの交換

- ・年度(4月から3月末)ごとに1年間のポイントを集計し、活動した翌年度の4月から5月末にポイント交換を申請します。ポイント手帳とポイント交換申出書を市社会福祉協議会に提出します。
- ・1年間に貯めたポイント数に応じて、「Kマネー」に交換します。

10ポイントで「Kマネー」1枚(千円券)と交換

力店として登録した事業者にも、地域を支える一員としての役割を担っていただくこととなります。

協力店は事業所の地域社会への貢献として、受け取った「Kマネー」を換金する際に、額面の1%を「社会貢献協力金」として負担していただきます。これは「地域支え愛ポイント制度」を行うための財源として活用します。

また、「Kマネー」の換金および「社会貢献協力金」の取納事務については、市内の金融機関に地域社会への貢献として、無償で協力をいただきます。

### 「K-money」協力店を募集

「Kマネー」を利用することのできる「Kマネー協力店」を募集しています。

市内の事業者で、社会貢献システムに協力したい、また、消費拡大による売り上げアップにつなげたいという事業者は、ぜひ協力店に登録してください。

#### 募集期間 随時受け付けます 参加要件

- ①市内に店舗を有する事業者
- ②社会貢献システムに賛同し、市へ社会貢献協力金を負担していただける事業者

※協力店は「Kマネー」利用者への

「プレミアム」の付加をお願いします(参加要件とはしません)。

※「Kマネー」の換金受け取りには、市内の金融機関の口座が必要となります。

※協力店の情報及びプレミアムの内容については、商工会議所ホームページ、市ホームページなどへ掲載します。

### ボランティア説明会を開催

地域支え愛ポイント制度の対象ボランティアに参加を希望する人を対象に、説明会を開催します。

「地域支え愛ポイント制度のしくみ」についても詳しく知りたい、「ボランティアをやってみよう」と考えている人はぜひ参加してください。

期日 4月17日(木)  
時間 午後1時30分～  
場所 福祉センター

#### 問合先

- 「Kマネー」の発行、社会貢献システムについて 地域振興課
- 地域支え愛ポイント制度、ボランティア説明会について 市社会福祉協議会 ☎015555
- 協力店募集について 可児商工会議所 ☎00011

### 地域通貨「K-money」

地域通貨「Kマネー」は、市内の協力店でのみ使用することができ、商品・サービス等と引き換えることができます。

#### 発行の概要

- 市が年に二回(4月1日・10月1日)発行します。
- 使用できる期間は、発行日から1年間(券面に有効期限の表示あり)です。



K-money (Kマネー)

- 種類は千円券一種類のみです。
- 地域支え愛ポイントとの交換で交付します。
- 市の助成金等の一部を「Kマネー」による交付に切り替えます。
- 平成26年度は「Kマネー」の販売を行います。

### 「K-money」の利用について

- 市内の協力店で商品の購入、サービスの利用などに使用できます。
- プレミアムとして、特典が受けられます(一部の協力店を除く)。
- 協力店は、店頭に協力店ステッカーもしくはポスターを掲示します。



このマークのお店で使えます

- おつりは出ません。
- 一部の商品、サービス等には、利用できない場合があります。
- なお、協力店及びプレミアムの内容については、今後、市ホームページ、可児商工会議所ホームページなどでお知らせします。

### 社会貢献協力金

「社会貢献システム」においては、協

## 「K-money」で交付します 可児市住宅リフォーム助成事業

市は市内経済の活性化を図るため、市内事業者に依頼して行う住宅リフォーム工事に対して、「Kマネー」で助成します。

#### 対象者(要件を全て満たすこと)

- ◆市内在住で、市税や負担金などの滞納をしていない人
- ◆工事を行う住宅の名義人であり、その住所に住民票のある人

#### 対象住宅

個人住宅、併用住宅(居住分のみ)、集合住宅(占有部分のみ)および住宅に付属する外構  
※過去に当該助成事業の交付を受けた住宅と対象者は除きます。

#### 対象工事(要件を全て満たすこと)

- ◆対象住宅の修繕、模様替え、改装など
- ◆工事費が50万円以上(消費税除く)のもの
- ◆平成26年4月1日以降に契約し、6カ月以内かつ年度末までに完成するもの
- ◆市内に本社を有する事業所または市内に住所を有する個人事業主に依頼して行うもの
- ◆ほかの制度により補助を受けていないもの

#### 助成額

工事費の10%に相当する額(千円未満切り捨て、10万円を限度とします)を「Kマネー」で助成します。

#### 申請方法

申請書と必要書類を産業振興課へ提出する。  
※必ず着工前に申請してください。 ※予算の範囲内の助成となります(先着順)。

問合先 産業振興課